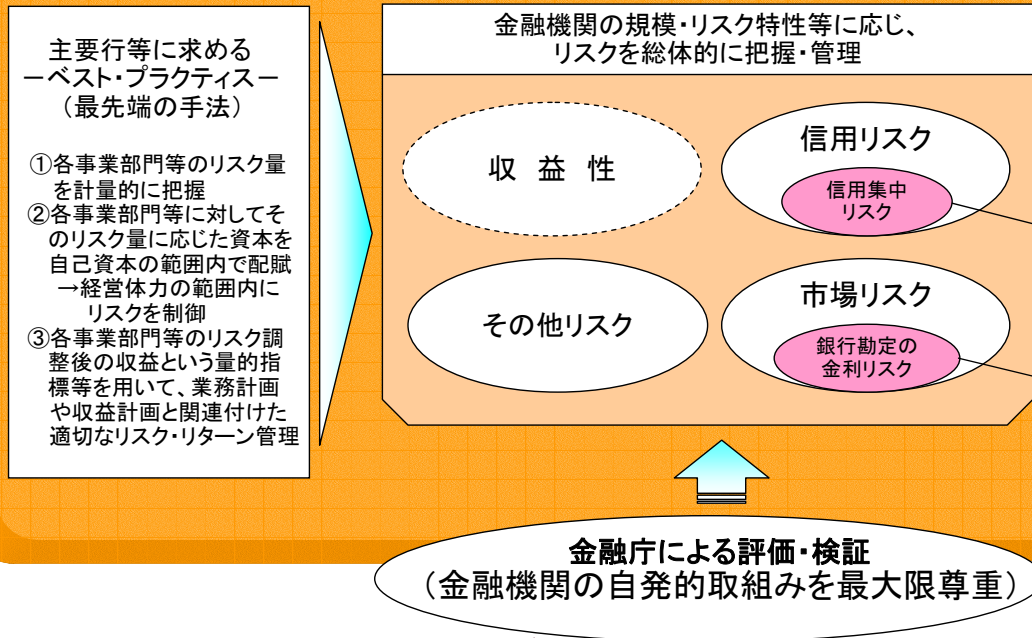


バーゼルⅡ第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）の実施について（概要）

（1）統合的なリスク管理の態勢の評価

17年10月：主要行等向けの監督指針策定、18年3月：中小・地域金融機関向けの監督指針改正

統合的なリスク管理の態勢 —金融機関の「自己管理型」リスク管理—



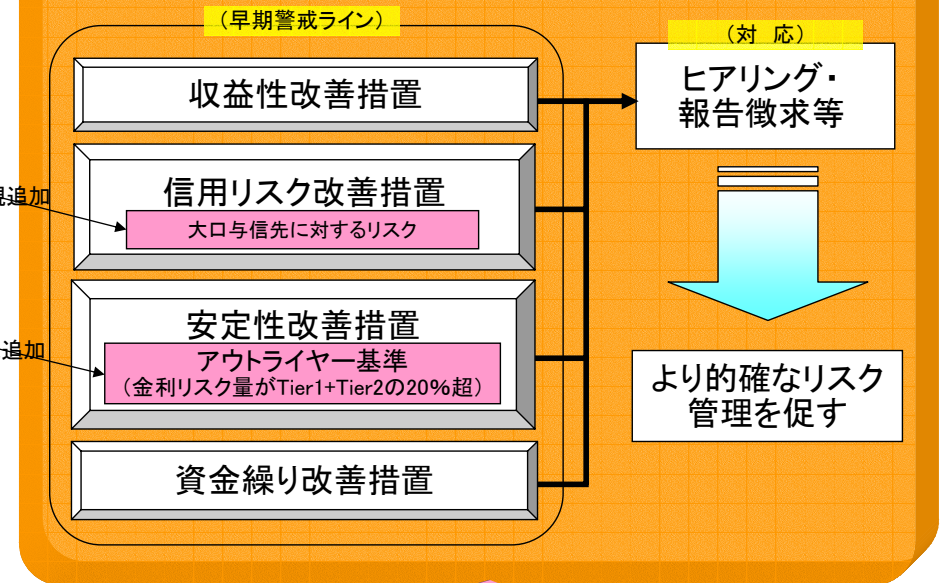
中小・地域金融機関への対応

中小・地域金融機関のうち、規模やリスク特性等に鑑みて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関には、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、その規模、抱えるリスク等に応じ、必要な場合に、適切なレベルの統合的なリスク管理態勢に向けた取組みを促すこととする。

（2）早期警戒制度の活用

18年3月：主要行等向けの監督指針改正
中小・地域金融機関向けの監督指針改正

早期警戒制度 —当局による補完的な対応—



金融市場等へ配慮

早期警戒ラインの基準に該当する場合でも経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局が直ちに経営改善を求めるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善計画の方法や時期等が適切に選択されるよう特に留意して監督を行うものとする。